

公短大協第10号
平成30年4月26日

林 芳正 文部科学大臣 殿

全国公立短期大学協会 会長 東福寺一郎

高等教育無償化に関する意見書

従来、公立短期大学は地域に根差し、地域に必要とされる高等教育機関として、その役割を果たしてきました。在籍する学生の中には、家庭の経済状況が厳しく、学生自らが学費の一部を負担する者、あるいは多額の奨学金を借り入れている者も珍しくありません。一方で、短期大学としても、可能な限り、授業料を減免するなどの措置により、学生に対する支援を行ってまいりました。

このような状況に鑑みると、昨年12月に公表された「新しい経済政策パッケージ」の中に「高等教育の無償化」が盛り込まれたことについては、上述のような学生や、経済的事実により大学・短大への進学を断念せざるを得なかった若者に対し、高等教育を受ける機会を保障するものであると高く評価します。

ただし、「支援措置の対象となる大学等の要件」において付加された条件のうち、以下の項目については意見と要望を表明いたします。まず、「実務経験のある教員による科目の配置」については、実務経験の定義があいまいであること、学科・専攻の性格によって実務経験のある教員による科目配置を必ずしも必要としないこと、この要件自体が高等教育の在り方を限定する可能性があることから見直しをしていただきたいと思います。また、「外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること」については、法人化されていない公立短期大学には該当しないことから、但し書きを加えるなどの配慮をお願いします。さらに、公立短期大学への支援は、地方交付税措置として実施されると推察されることから、制度の趣旨に基づき、公立短期大学生への支援が確実に行われる制度設計としていただくよう、併せてお願いする次第です。

<本件連絡先>

全国公立短期大学協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-8
郵政福祉虎ノ門第2ビル3階 (事務局長 塚越義行)
TEL 03-3502-1717 FAX 03-3502-1787
E-mail kotan819@cd.wakwak.com